



# SuMi TRUST年金ニュース

(2019年2月6日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】 非継続基準の予定利率の改正に係る 告示案及び通知案のパブリックコメント手続きの開始

2019年（平成31年）2月5日、非継続基準の予定利率の改正に係る告示案及び通知案のパブリックコメント手続きが開始され、3月7日までの間、意見募集が行われております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=0>  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=0>

### 1. 趣旨

非継続基準の予定利率は、30年国債の過去5年間の利回りを勘案して国が毎年定めているが、今般、平成30年12月までの30年国債利回りが公表されたことから、改正が行われるもの。

### 2. 改正の内容

- 平成31年度における非継続基準の予定利率：**年率1.05%**（平成30年度：1.24%）
- 金利水準の一時的な変動が最低積立基準額に与える影響を緩和し、財政運営の安定化を図る観点から、従来、当該利率に0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を予定利率として用いることが可能であった。現下の金利情勢を見ると、低金利状態が長期化しているため、当該係数を乗じることで調整できる幅が縮小している。この状況を踏まえ、係数を乗じる方法を改め、労使合意の下、30年国債の利回りの5年平均の利率に**0.5%以内の率を加減して得た率**を予定利率として用いることを可能とする。
- 平成30年度中に事業年度末を迎える決算が確定していない場合、当該決算時においては、労使合意の下、1.24%に0.5%以内の率を加減して得た率を非継続基準の予定利率として用いることを可とする。

### 3. 適用期日等

公布日：平成31年3月下旬（予定）  
適用日：平成31年4月1日（予定）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3066